

各都道府県、各政令指定都市
都市計画担当部局長 あて

国土交通省都市局都市計画課長

まちづくりのための公的不動産（PRE）有効活用ガイドライン
の策定について

今後の人口減少・高齢化等の進展の中で持続可能な都市を実現し、健康・快適な生活を確保するためには、特に人口が減少する地方都市においてはコンパクトシティの推進が、高齢者が増加する大都市においては医療・福祉等にアクセスできるまちづくりが求められています。一方で、今後、地方財政の厳しさが増す中で、公共施設の維持管理・更新コストが増大していくことを踏まえると、現在の公的不動産（PRE）を引き続き維持することは難しく、その削減や再配置の推進が必要です。また、PREが我が国の全不動産に占める割合は約1／4と非常に大きく、コンパクトシティの実現等のまちづくりの推進にはPREを有効に活用することが重要です。

PREを活用したまちづくりのためには、将来のまちのあり方を見据えた公共施設の再配置の推進や、PREを活用したまちに必要な民間の生活サービスの誘導等の取り組みが有効であり、今般、その手法を示した「まちづくりのための公的不動産（PRE）有効活用ガイドライン」をとりまとめ、策定しました。各地方公共団体におかれましては、PREを有効に活用したまちづくりを推進するため、本ガイドラインに基づく検討を行うことが望まれます。

本ガイドラインは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4の規定に基づき行う技術的助言の性格を有するものであり、各地方公共団体におかれましては今後の都市行政にあたり参考としてください。

都道府県におかれましては、貴管内市区町村（指定都市を除く。）に対して、本ガイドラインを周知頂くようお願いします。

なお、総務省より各都道府県、政令指定都市の財政部局長宛にも本内容を周知いたしますので、庁内で連携して検討を行うようお願いします。